

板橋区 A I P 推進協議会設置要綱

(平成 28 年 11 月 25 日区長決定)

(設置目的)

第 1 条 高齢者が加齢により医療や介護などのサービスが必要になった場合でも、安心して住み慣れたまちで暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」が板橋区内全域において整った姿である「板橋区版 A I P (Aging in Place の略)」の構築に向けた取り組みを推進するため、板橋区 A I P 推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進協議会は板橋区版 A I P の構築に向けた取り組みの方向性や課題について協議、検討を行い、その進行管理について調査、審議する。

(組織)

第 3 条 推進協議会は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員 18 人以内をもって組織する。

- (1) 介護保険に関する事業者及び医師等の職能団体の代表者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 板橋区版 A I P の構築に向けた取り組みに関係する団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政関係者
- (6) その他区長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進協議会に会長及び副会長を各 1 名置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 推進協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(意見聴取等)

第7条 推進協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、健康生きがい部おとしより保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成28年11月25日から施行する。